



## ■■ 役員会（幹事総則） ■■

### ■ 会 長

会長は本会の代表者及び総責任者として、本会の全てを統括する。  
会長は各委員会の運営責任を保証し、副会長2名以上及び各幹事を選任し、  
本会の運営に当たらなければならない

### ■副会長

会長の指名により最大3名を選出する。  
副会長は各担当委員会を掌握し、本会発展の為に尽くさねばならない。  
各担当委員会とはマーケティング委員会、ブランディング委員会、ハイ・サービス委員会等を指し、  
会長が決定する。  
副会長は、会長を補佐し幹事を統括するとともに、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める  
順位によりその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

### ■ 幹事

幹事は、会長及び副会長を補佐し、ともに幹事会を構成し会務を処理する。  
副会長は幹事の中から各部会に主幹事数名をおくことができる。  
主幹事は、特に率先して部会の運営に努める。

### ■ 会長選任役員

会長は役職を設置し、役員を選任することにより、上記以外の役員の設置を行う。  
会長選任役員は、本会の円滑な運営のために努める。

### ■ 監事

監事は本会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員に報告する。  
監事への会長選任役員の重任はこれを認める。  
会計業務を遂行するものは、時を同じくして監事に就任できない。

### ■ 役員会

本会に役員会を置く。役員会は、会長、副会長、幹事、会長選任役員および監事をもって組織する。  
会長が必要あると認めるとき役員会を招集し、議長となる。  
(メール、チャット、スカイプ等を使ってネット上での役員会を開くことも認める)  
役員会は、委任状を含めて役員の過半数の出席をもって成立する。  
役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

本会規約の追加・削除・変更は役員会にて出席役員の3分の2以上の賛成をもって決定による。  
役員会の3分の2以上をもって議決する重要事項においては、当日の緊急動議を認めない。  
必ず事前に議案を告知してから役員会を招集する事。

### ■ 任期

会長の任期は2年とし、再任は妨げない。役員も2年とし、再任を妨げない。  
副会長、幹事に退任があったときは、会長は速やかに後任のものを決定する。  
任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続き  
その職務を行うものとする。補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### ■ 会期

6月1日より翌年5月末日までの1年間とする。

■■組織図■■

